

上尾市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第30号

上尾市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

上尾市消防吏員服制規則（昭和61年上尾市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 冬救急服の部及び夏救急服の部を次のように改める。

冬救急服	上衣	色及び地質	灰色のポリエステル（制電子入り）とする。
		製式	台襟付きシャツカラーの長袖とし、ウエストラインにタックを入れる。 前立ては、比翼仕立てとする。 左右胸部に雨蓋付きポケットを付ける。 左胸部のポケット上部に「上尾市消防本部」と刺繍する。 襟に、替え襟を付ける。 背面上部に「上尾消防」及び「A G E O F I R E D E P T . 」の文字を表示する。 形状は、図25のとおりとする。
		肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、白の反射テープの肩章カバーを差し込むとともに、襟側を地質と類似色のボタン1個で留める。
	階級章	冬服上衣と同様とする。	
ズボン		色及び地質	冬服上衣と同様とする。

		製式	長めのタックを入れた長ズボンとする。 形状は、図 26 のとおりとする。
夏 救 急 服	上 衣	色 及 び 地 質	灰色で、ポリエステルとキュプラとの混紡糸（制電糸入り）を使用した薄手の生地とする。
		製式	長袖又は半袖とし、その他は冬救急服上衣と同様とする。 形状は、図 27 のとおりとする。
		階級章	冬服上衣と同様とする。
	ズ ボ ン	色 及 び 地 質	薄手の生地とするほかは、冬救急服上衣と同様とする。
		製式	冬救急服ズボンと同様とする。

別表第 1 救助服の部上衣の款製式の項中「上尾消防」を「上尾消防」及び「AGEO FIRE DEPT.」に改め、同部ズボンの款製式の項中「締め紐及び」及び「、左右後部に切り込みポケットを」を削る。

図 8 を次のように改める。



図 2 5 を次のように改める。

図 2 5 冬救急服上衣

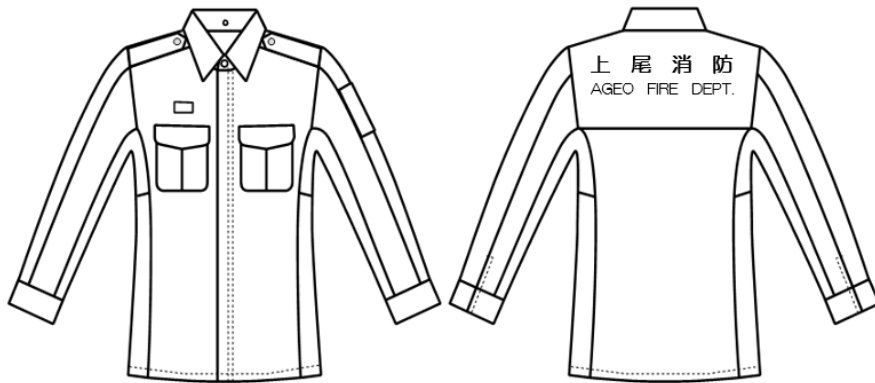


図 2 6 を次のように改める。

図 2 6 冬救急服ズボン

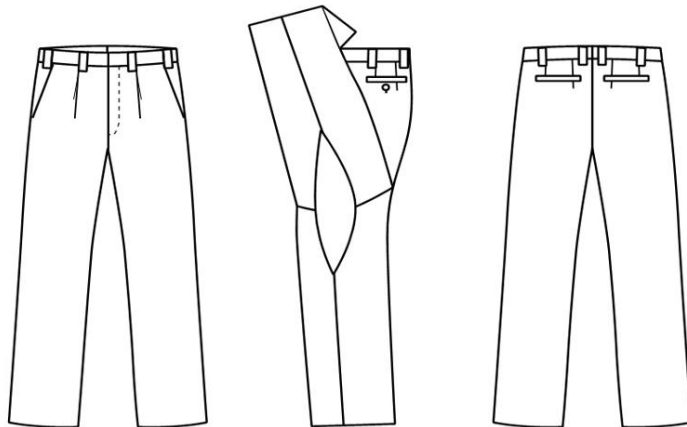


図 2 7 を次のように改める。

図 2 7 夏救急服上衣

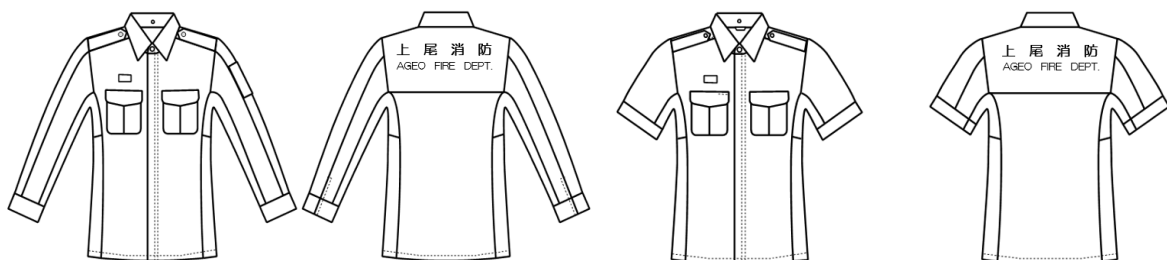


図 2 8 を次のように改める。

図 2 8 救助服上衣

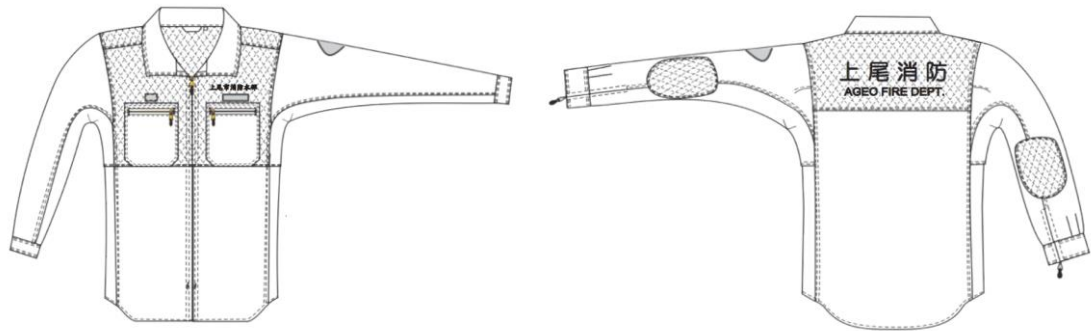
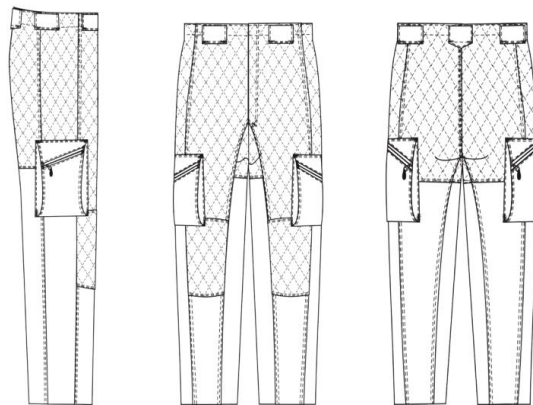


図 3 0 を次のように改める。

図 3 0 救助服ズボン



附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。